

学位論文題名

共和政ローマとトリブス制

－拡大する市民団の編成－

学位論文内容の要旨

本論文は、序章、第一章から七章、終章からなる本文と「あとがき」をもって構成され、400字詰め原稿用紙に換算すると約860枚に相当する。

序章ではまず、本研究の課題の提示と、トリブス研究史に関する詳細な整理がなされている。そのなかで論者は、近年のゲルツァー理論批判に関して、クリエンテラ関係とノビレス貴族支配の固定的解釈を斥けた点でその主張の正しさ認めつつも、社会の人的結合関係から当該の時代の政治を捉えるゲルツァーの方法自体は基本的に間違っていないと指摘し、ローマ共和政期におけるトリブスの政治的・社会的重要性に鑑み、トリブス内の人的結合関係の実態を解明することによって研究の新たな進展を図る必要性を強調している。

古代ローマの歴史に特徴的な点は、領土の拡大にともない、市民団も拡大したところにある。第一章「ローマ市民団の拡大とトリブス」では、この過程でトリブス制の果たした役割を、先行研究の丹念な整理のもとに王政期にまで遡って概観し、同時にこれを本研究全体の導入部としている。このなかで論者は、領土拡大にともなうトリブスの領域的連続性の喪失と、これによるトリブスの形骸化という定説に対して、選挙に関する有力者の言説の検討などから、国家ローマへの帰属意識の前提として、トリブスへの帰属意識が求められていると指摘し、トリブスがローマの国家編成上不可欠な要素であり続けるという、論者の基本的視座を提示した。

第二章から四章はトリブスの内部構造、つまりトリブス内の人的結合関係を具体的に明らかにすることと、トリブスの政治的機能の再検討を目指している。第二章「初期トリブスの内部構造」では、起源前387年までの共和政初期について、トリブスの設置状況とその内部構造を、「身分闘争」との関連で考察している。論者は関係史料の再検証をもとに、農村トリブスの内部は有力政治家とその被護民とから構成されるとする従来の説を批判し、1)農村トリブスには「自由な平民」も属していること、2)この一般平民と有力貴族の間には、トリブス民としての一種の共属意識が形成されていたことを指摘した。そのうえで、「身分闘争」とその帰結としての前287年のホルテンシウス法成立も、このような人的結合関係の存在を背景としてはじめて理解可能なものとなる、と論じている。

第三章「共和政中期における有力政治家のトリブス操作」は、共和政中期の既存トリブスの拡大のさいに、また前3世紀後半に実行された35トリブスとの結合を一つの柱とするケントゥリア民会の改革のさいに、有力政治家の思惑や利害関係がどのように働いていたかを検討する。そのさい論者は、有力政治家による個々のトリブスの掌握を、これまで看過されていた視点、つまりトリブス内部の人的結合関係、あるいはそこでの権力関係の次元から解明した。

第四章「共和政末期の選挙不正とトリブス」は、選挙不正の分析を通して、共和政末期のトリブス内の人的結合関係と有力政治家の言動の解明をさらに深めようとするものである。ここで論者は選挙不正と伝統的なパトロン関係に基づく行為が、実際には見分けが付きにくかったと指摘したうえで、共和政末期の選挙不正を取り締まる法や提案の意図を検討し、そこにはトリブス内の伝統的なパトロン関係がそのトリブスの成員でない政治家によって攪乱されることへの嫌悪が働いていたとする。論者によると、他トリブスの票はその成員である友人の手助けによって獲得すべきだと考えられていた。また論者はこの考察のなかで、有力政治家のトリブス支配に関して、彼らが「自己のトリブス把握のため、トリブス民に不断の配慮を怠らなかつた」ことを強調している。

第五章から七章では、トリブスの社会的諸機能に注目する。第五章「審判人とトリブス」では、裁判の審判人とその選出単位という、これまで注目されることが少なかったトリブスの機能を検討する。審判人団の構成は、前70年のアウレリウス法によって一応の解決をみたが、ここで現れたトリブニ・アエラリイの実態に関しては、これまでにいくつかの仮説が提示されてきた。論者は従来の有力説とは異なり、トリブニ・アエラリイは各トリブスから選出された有力者で、トリブスの代表者の意味を込めて、かつてトリブスで配賦税の徴収にあっていた役員の呼称を借りてこう呼ばれた、と論じている。この審判人とトリブスとの関連の解明により、裁判機能を通してトリブス内の社会的人間関係の一端が新たに明らかになった。

第六章と七章は、通説にみられる4つの都市トリブスの社会的性格づけの再検討に当てられている。都市トリブスはこれまで、解放奴隷・役者・非嫡出子など社会的劣格者が押し込められた「二流トリブス」であると考えられてきた。六章「都市トリブス再考」では、その論拠の一つである「トリブスから移す」という史料上の文言を再考する。この文言は、通説では「都市トリブスへの移動」を意味したとされる。これに対し論者は、共和政末期の人々はこれに関して十分な情報を持たず、彼らはその意味するところを知らなかつたと説得的に論じ、「トリブスから移す」を「都市トリブスへの移動」と解釈することは出来ないとした。なお「トリブスから移す」の本来の意味に関しては、論者は次の七章において、これは役者活動を行ったローマ市民に対して嘗てケンソルが行った譴責の方法で、非ローマ市民である役者同様の立場に置くものだった、という興味深い仮説を提示している。第七章「都市トリブスとローマ市民団の周縁」ではさらに、解放奴隷・役者・非嫡出子の

トリプス登録の実態を具体的に検証し、その結果、法的社会的差別はトリプスへの登録とは必ずしも連動しないと結論づけた。本研究で論者は一貫して有力な通説に関しても慎重であり、諸説に関する膨大な先行研究の論旨と関連史料の再検討に尽力してきたが、この研究姿勢はこの都市トリプス分析にも認めることができる。

終章「帝政期におけるトリプスの変質」では、トリプスの政治的社会的機能が帝政期になっていかに変化したかについて、これを選挙制度、公的穀物配給制、碑文から覗いえるトリプスの内部構造との関連で考察した。その結果、帝政期に入ると皇帝と元老院議員たちとの間のパトロン関係や地方共同体レベルでの人間関係が形成されて行くが、皇帝支配のもとでの「自由な選挙」の消滅とともに、共和政期の選挙を支えていた人的関係は次第に衰退し、特にトリプス次元でのパトロン関係の衰退は決定的だったと指摘した。これによりトリプスの構成員と有力政治家の人的結合関係の形成が、優れて共和政的現象であったことを明解に示した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 赤 司 道 和
副 査 助 教 授 山 本 文 彦
副 査 教 授 南 部 昇
副 査 教 授 毛 利 晶

学 位 論 文 題 名

共和政ローマとトリブス制

－ 拡大する市民団の編成 －

[審査の経過]

- 第1回（平成18年7月21日）論文内容の確認
- 第2回（平成18年8月11日）審査方法の討議、論文内容の討議
- 第3回（平成18年8月22日）論文内容の討議
- 第4回（平成18年8月26日）申請者にたいする試問、論文評価の確定
- 第5回（平成18年9月29日）審査報告書の作成

[本論文の課題と方法]

本論文で論じられているトリブスとは、古代ローマ市民団の下部単位の一つであり、35のトリブスのいずれかに登録されることで、初めて彼らは市民としての諸権利を行使することが出来た。また一方で、トリブスは民会の投票単位の一つでもあった。本論文はこのトリブスの内部構造とその機能の分析を通して、トリブスのなかで営まれた共和政期ローマ人の社会的政治的活動の実態を明らかにするとともに、この制度が共和政期ローマにおいて果たした意義を再検討することを課題としている。

トリブス制度は、古代ローマの国制の根幹をなす制度であるため、欧米においては19世紀以来、国制史・政治史の分野で研究が蓄積されてきたが、1960年に出版されたL. ロス・テイラーの著書以降、これを越える包括的な研究は皆無と言っても過言ではない。それはテイラーの研究の完成度の高さによるものであるが、また史料の不足という状況にも帰因している。本論文はこのような研究史上の行きづまりを、近年の「ゲルツァー理論」をふまえて、トリブスの内部構造に迫ることにより、これを打開しようとする斬新な研究である。論者はテイラーの研究の問題点について、氏はトリブス内の保護-被保護関係の存在と、それによるノビレス貴族の政治支配を余りにも自明のものとしたため、トリブス内の

人的結合関係の実態にまで踏み込んではいない、と指摘したうえで、本論文の視点として次の2点をあげている。1) トリプス内で取り結ばれたタテ・ヨコの人的関係を解明すること。2) テイラーがあまり論じていないトリプスの社会的諸機能を解明すること、である。

[当該研究領域における本論文の研究成果]

本論文の研究成果としてまず指摘できるのは、本論文が、我が国はもとより欧米諸国を見ても、ローマのトリプスに関し、L. ロス・テイラーの著書以来の本格的研究をなすという点である。テイラー以降のトリプス研究は、テイラー説の部分的な批判や修正に止まり、本論文のように、トリプスに関する種々の問題を多角的に論じた研究は現れていない。特にトリプスの内部構造とその社会的機能は、テイラーの研究では触れられることの少なかったテーマであり、本論文によって、トリプスに関する一層包括的な理解が可能となった。

具体的には第一に、本論文は、毎年繰り返される選挙において、有力政治家が自己のトリプスで、いかに他のローマ市民と人的関係を築きあげようと努力したかを実証的に明らかにした。これにより、ノビレス支配の実態をトリプス内の人的関係に則して論じ、トリプスにおけるパトロン関係が、選挙を前提とする特殊共和政的な人的結合関係であることを具体的に明らかにした意義は大きい。本論文は、ゲルツァー理論批判に端を発する近年のローマ共和政の性格をめぐる論争にたいして、多大の貢献をなしたといえる。

第二にあげられるのは、トリプスの社会的機能に関する新たな指摘と、都市トリプスに関する解釈である。まずこれまで不明確であった裁判の審判人であるトリプニ・アエラリイに関して、これをトリプス単位に選出された有力者集団と論証し、これにより、トリプスのもつ裁判機能を新たに解明した。また史料で「トリプスから移す」と表現される措置を「都市トリプスへの移動」とする通説を批判し、そのうえでこれまで劣格トリプスと規定されていた都市トリプスについて、この性格づけを実証的に再検討することにより、都市トリプスの実態解明に新たな足跡を記した点も評価しうるものである。

本研究は史料に立脚した堅実な論考であるが、史料操作については、前4世紀以前の時代に関して一部若干の批判の余地が残されている。現存するリウィウスの史書は、その記述が細部にわたり過去の記憶を留めるものか、あるいは記述された内容が古い伝承に基づくものかについても、批判的に検討する必要があると思われる。しかしこの点は、本研究の全体的な価値を損ねるものではない。本論文は、古代ローマ史上重要な位置を占めるトリプス研究の新たな包括的業績であり、共和政期のローマ社会とその政治文化の理解について、大きな功績を残したといえる。

[学位授与に関する委員会の所見]

本審査委員会は、砂田徹氏より提出された申請論文を慎重に審査し、また口頭試問において問題点を質すなど、審議を重ねた結果、以上に記したように、本論文が高い学術的価値を有することを認め、全員一致で同氏が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。